

26年度協会けんぽ事業計画（重点事項）の骨子案について

1. 保険運営の企画

〔改〕○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

- 保険者機能強化アクションプラン（第2期）に記載した事項について、更なる充実・強化を図る。
- 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて積極的に対応する。

〔改〕○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

- 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて積極的に対応する。（再掲）

○ジェネリック医薬品の更なる使用促進

○調査研究の推進等

〔改〕○広報の推進

- 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

〔改〕○的確な財政運営

- 社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置を受けて、平成27年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化の実現に向け、協会の主張を強力に発信するとともに、国、関係機関への働きかけ等を進める。

2. 健康保険給付等

○サービス向上のための取組

[改]○高額療養費制度の周知

- (平成 26 年度に制度改正が実施されることとなった場合には) 制度改正の内容を十分に加入者に周知するなど円滑な施行に向けた準備を進める。

○窓口サービスの展開

○被扶養者資格の再確認

○柔道整復施術療養費の照会業務の強化

[改]○傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

- 平成 25 年度に事業主に対する立入検査等を行なう権限が協会に付与された。疑義のある保険給付の請求(例えば、標準報酬が著しく高額に改定がなされた後に、保険給付の請求がなされる等)に対しては徹底的に調査し、保険給付の適正化に努める。

○効果的なレセプト点検の推進

○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化

○積極的な債権管理回収業務の推進

[改]○健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大と活動強化

3. 保健事業

〔改〕○保健事業の総合的かつ効果的な推進

- 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて積極的に対応する。（再掲）

〔改〕○特定健康診査及び特定保健指導の推進

- 「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用し保健指導の利用勧奨を行う。
- 生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の支部ごとの検証結果に基づき、対象者に応じたより効果的な保健指導を実施する。

○各種事業の展開

4. 組織運営及び業務改革

〔改〕○業務・システムの刷新

- 平成27年1月の新システムのサービスインに向けて、開発・移行・テスト等の工程を確実に実施する。
- 本部・支部が一体となって、事務処理体制の整備や各種研修等を実施し、新しい業務・システムの早期定着を推進する。

○組織や人事制度の適切な運営と改革

○人材育成の推進

○業務改革の推進

○経費の節減等の推進